3　単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況

（表５）

学　部　・　学　科		認定者数（A）	大学・短大・高専等 認定単位数（B）		その他 認定単位数（C）		１人当たり平均認定単位数（B＋C）／A
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
商学部第一部	商学科	1	0	0	0	2	2.0
計		1	0	0	0	2	2.0
経済学部	経済学科	1	0	0	0	1	1.0
計		1	0	0	0	1	1.0
人文学部	人間科学科	2	0	15	0	2	8.5
	英語英米文学科	27	370	39	0	16	15.7
	臨床心理学科	2	0	0	0	4	2.0
計		31	370	54	0	22	14.4
法学部	法律学科	0	0	0	0	0	0.0
計		0	0	0	0	0	0.0
社会情報学部	社会情報学科	2	10	8	0	0	9.0
計		2	10	8	0	0	9.0
商学部第二部	商学科	0	0	0	0	0	0.0
計		0	0	0	0	0	0.0
合　　計		35	380	62	0	25	13.3

［注］1　原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学以前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載すること。
　ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めること。

2　「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」欄には①大学専攻科、②高等専門学校（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、③専修学校専門課程（修業年限が２年以上のもの）（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、④教育職員免許法に基づく認定講習・公開講座（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの)、⑤社会教育主事講習(大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの)、⑥司書・司書補講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、⑦司書教諭講習（大学において大学教育に相当する水準と認めたもの）を記載すること。

3　2005年度の実績を記入すること。

4　編入学生はここには含めないこと。